

**議案第8号関連資料****明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の一部改正（案）について****1 改正の目的**

本市では、2011年（平成23年）4月に「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」を施行し、その後3回にわたり条例を改正して、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかで総合的な途切れない支援を行っています。

昨年4月に県内41市町すべてに犯罪被害者等支援条例が施行され、本年4月に兵庫県も犯罪被害者等支援に特化した条例の施行を予定していることや、犯罪被害者等からの支援策の充実化を求める声を受けて、当事者の視点に立った更なる支援を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

**2 改正の概要****(1) 条例の名称の変更**

犯罪被害者等の尊厳が尊重され、平穏な日常生活を取り戻すことは、犯罪被害者等の権利です。この権利性については、犯罪被害者等基本法にも謳われるとともに、県の条例においても明記される予定です。

そこで、本市条例においても、法及び県の条例との整合性を図るため、条例の名称を「明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例」に変更し、犯罪被害者等の権利を明記します。

**(2) 犯罪被害者等の権利について規定**

条例の名称に権利を明記することを受けて、条例の目的や基本理念に、犯罪被害者等の権利に関する文言を追加します。

**ア 条例の目的の追加（第1条関係）**

条例の目的に、「犯罪被害者等の権利利益の保護」を追加します。

**イ 基本理念の追加（第3条関係）**

条例の基本理念に、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができる権利を有する。」という規定を追加します。

**(3) 事業者の責務について規定（第5条の2関係）**

犯罪被害者等に対する事業者の理解や協力を深めるため、事業者について「市民等」とは区別して定義し、責務に関する規定を設けます。

#### (4) 犯罪被害者等に対する支援の拡充

##### ア 支援金の上限額の引上げ（第7条関係）

遺族支援金の金額は、本市に隣接する播磨町が全国最大額の60万円です。居住地で支援金額に差がある現状を改善するため、現行の40万円から60万円に引き上げます。

##### イ 特例給付金の増額（第7条の2関係）

特例給付金の金額は、少なくとも遺族支援金と同等の額であることが望ましいため、現行の20万円から60万円に増額します。

##### ウ 立替支援金の上限額の引上げ（第14条関係）

裁判等で認容される遺族に対する損害賠償の金額の多くが数千万円単位である現状において、遺族が立ち直るためには最低3年間は必要であるとの犯罪被害者等の声を受けて、遺族が少なくとも3年程度は安心して暮らすことができる金額として、立替支援金の上限額について、遺族に限り、現行の300万円の3倍相当額として1000万円に引き上げます。

#### (5) 見直し条項（附則関係）

社会の状況に応じた内容の施策にするため、3年ごとに条例の見直しを行う規定を設けます。

#### (6) その他所要の整備

### 3 意見公募手続の実施結果

#### (1) 実施期間

2022年（令和4年）12月15日（木）から

2023年（令和5年）1月20日（金）まで <37日間>

#### (2) 意見総数

1件（賛成1件、反対0件）

#### (3) 意見内容

今回の改正案により、さらに支援内容の細分化や支援金の拡充が図られることになってよいと考える。

### 4 施行予定期日

2023年（令和5年）4月1日